

東通村二十歳の集いのお知らせ

- ◆日 時：令和5年1月9日（月） 11時00分から（受付は10時30分から）
 - ◆場 所：東通村立東通中学校体育館
 - ◆対象者：平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの方で、次のいずれかに該当する方
 - ・村に住民登録のある方
 - ・東通中学校卒業生
 - ◆その他：対象者には11月中に案内を送付しています。諸事情によりお手元に届いていない方はお問合せ願います。
- ※令和4年まで東通村成人式で開催しておりましたが、令和5年より「東通村二十歳の集い」という名称に変更となりました。

【問合せ先】 東通村教育委員会 教育総務課 ☎ 27-2111（内線335）



令和5年度就学援助制度のお知らせ

◆就学援助とは

就学援助は、どのお子さんも安心して義務教育を受けられるよう、学用品費や給食費等の支払いに困るなど、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、村が就学に必要な経費の一部を援助する制度です。

◆援助の対象となる方

東通小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方が対象となります（児童生徒・保護者の村内住所登録要件はありません）。

該 当 要 件	証 明 書 類
1.生活保護を受給中の方	生活保護受給証明書等
2.村民税が非課税の方	課税証明書（世帯全員分）
3.村民税を減免されている方	減免承認通知書等の写し
4.個人の事業税を減免されている方	減免承認通知書等の写し
5.固定資産税を減免されている方	固定資産税額決定通知書の写し
6.国民年金の掛金を減免されている方	国民年金保険料免除申請承認通知書等の写し
7.国民健康保険税を減免されている方	国民健康保険税減免承認通知書等の写し
8.児童扶養手当を受給中の方	児童扶養手当証書の写し
9.生活福祉資金貸付を受けている方	生活福祉資金貸付金決定通知書の写し
10.災害等により経済的に困っている方	被災証明書等の写し

◆申請手続き

「就学援助費申請書」に必要事項を記入し、上記の証明書類（該当要件に係るもの）を添付の上、東通小・中学校へ提出してください。

※申請書は、教育委員会又は東通小・中学校で入手できます。

※認定の可否については教育委員会で決定後、学校からお知らせします。

※現在援助を受けている方で、引き続き翌年度も援助を希望する方も申請が必要です。

◆申請期間

令和5年1月16日（月）から2月28日（火）

◆お問合せ

東通村教育委員会 教育総務課 電話：0175-27-2111（内線337）